# 会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		平成26年度 第6回 川西市男女共同参画審議会		
事務局 (担当課)		こども家庭部 こども家庭室 こども・若者政策課 (内線3442)		
開催日時		平成27年3月30日(月) 14時00分~15時25分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出	委員	中谷 文恵 委員 「	黒田 美智 委員 西尾 亜希子 委員 和田 聡子 委員 (五十音順)	
席	その他			
者	事務局	こども家庭部長中塚一司こども家庭室長山元昇こども・若者政策課長井口俊也同主査鳥越永都子同主事中村陵子育て・家庭支援課長佐藤陽子市民生活部人権推進室長沼達也教育振興部まなび支援室主幹松山幸江		
傍聴の可否		可	傍聴者数	2 人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由				
会議次第		議題 1 川西市男女共同参画条例(仮称)について 議題 2 その他 ・平成 2 7 年度のスケジュールについて		
	会議結果	別紙のとおり		

## 審議経過

【事務局】それでは定刻となりましたので平成26年度第6回川西市男女共同参画審議会を開催させていただきます。本日は年明け早々の何かとご多忙なところをお集まりいただきましてありがとうございます。なお、本日2名の委員からご欠席の連絡をいただいております。

また、本日は事務局職員として、平成27年度の男女共同参画の担当所管となる職員が出席させていただいております。

それでは最初に、資料のご確認をお願い致します。

#### (資料確認)

【事務局】続きまして、本審議会の録音について、会議録の作成を迅速かつ正確に行う為に、IC レコーダーによる録音をさせていただきますことをあらかじめご了承ください。

それでは、ここからは髙島会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】それでは、協議事項1の川西市男女共同参画条例(仮称)について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【事務局】それでは、「(仮称) 川西市男女共同参画条例(案)要綱」に係る市議会意見及び市民意見に対する検討結果について説明いたします。

まず、2月2日から3月3日までを期間として実施しました意見提出手続きに対する市の検討結果を「資料1」、また1月29日の議員協議会において、議員の皆さまからのご意見と市の検討結果を「資料2」、また、条例(案)要綱の修正対比表を「資料3」、そして(仮称)川西市男女共同参画条例(案)要綱を「資料4」としています。

それでは、まず、「資料1」についてご説明いたしますが、条例(案)要綱を修正する場合には、合わせて「資料4」をご覧いただけますでしょうか。

1ページをお開き願います。

意見番号1は解説を設けたこと、続く意見番号2は条例制定に対する感想をいただきました。

意見番号3は男女共同参画における日本の現状や、女性施策、また、少子化対策ついてのご意見ですが、現行の第3次男女共同参画プランの着実な推進に取り組みつつ、今後のプランにおいて検討していきたいと思います。

2ページに移りまして、意見番号4は、前文の川西市における環境や歴史についての記載が男女 共同参画に関係ないので削除するようにとのご意見ですが、この表現は市民等の皆様が、本条例(案) 要綱を身近なものと捉えていただけると考えており、原文のままとしています。

意見番号5は、前文の文章に対する修正のご意見ですが、女性が社会に貢献していることを明確に表現していることから原文のままとしております。

意見番号6は、前文の「均等」を「平等」へ修正のご意見ですが、国の男女共同参画社会基本法の記載に基づいていること、また、「均等」は等しく同じ量、質のものを享受するという意味を有していると考えているため、原文のままとしております。

意見番号7は、前文の文章に対する修正のご意見ですが、「男女平等を実践する」については、前 文中に同じ内容を表現している箇所がありますので、原文のままとしております。

意見番号8は、前文として、男女共同参画社会における主に子どもへの支援についてのご意見ですが、次代を担う子どもたちが健やかに育っていくためにも、男女共同参画の推進に取り組んでいきたいと考えています。

意見番号9は、男女共同参画の定義において、「均等」から「平等」へと修正するようにとのご意見ですが、先ほどの意見番号6に対する検討結果と同じ理由により原文のままとしています。

3ページに移りまして、意見番号10と11は、定義における「性同一性障害」を「性別違和」に変更する旨のご意見です。審議会においても説明させていただきましたとおり、公益社団法人日本精神神経学会では、「性同一性障害」から「性別違和」へとアメリカの診断手引書に対する訳語を改めましたが、現在も「性同一性障害」を診断名として使用しているため、現時点では原文のままと考えています。

意見番号12は、基本理念において、(以下「基本理念」という。)という部分が不要ではという ご意見ですが、削除しても法制上支障がないため、資料4の5ページ3基本理念の条文案に記載し ておりますとおり削除しています。

意見番号13~15は、基本理念の③~⑤に対する修正のご意見ですが、それぞれが、原文と同じ趣旨の意味を有しているため、原文のままとしていす。

意見番号 16 は、基本理念⑥に関する解説中、「取組」という語句が 3 つもあるとのご意見で、ご意見を踏まえて、資料 4 の 6 ページの最終行にありますとおり、3 か所目の「取組を進める」を「男女共同参画を推進する」に修正しています。

意見番号17と18は、市の責務(2)において、文末を努力義務の表現から「講じなければならない」に修正するようにとのご意見ですが、市全体の行政経営とも整合を図りつつ推進していく必要があるため、原文どおり努力義務としています。

4ページに移りまして、意見番号19は、市の責務(3)において、同じく文末を努力義務の表現から修正するようにとのご意見ですが、市民等との協働や他機関との連携については、施策や事業によっては困難な場合も想定されることから努力義務としています。

意見番号20と21は、教育関係者の役割において、市、市民、事業者等、他の立場にもあてはまる場合があり、教育関係者としての活動には限界があるので施策の推進が厳しいというご意見ですが、本条例(案)要綱の基本理念に基づいて、それぞれの立場で男女共同参画の推進に努めていただきたいと考えています。

意見番号22は、同じく教育関係者の役割に、メディアからの情報を読み解き自己発信する学習機会を提供するとの条文を追加するとのご意見ですが、これについては、具体的な教育内容として、 次期男女共同参画計画において検討したいと考えています。

意見番号23は、性別による権利侵害の禁止(4)において「性同一性障害」から「性別違和」への変更についてのご意見ですが、先程の定義と同じく「性同一性障害」については、現時点では原文のままと考えております。

意見番号24は、公衆に表示する情報に関する配慮の条文(案)の解説における文末の表現についてのご意見で、資料4の9ページの最終行にありますとおり、ご意見どおり、解説を「こととしています」と修正しています。

意見番号25は、12報告書の作成の条文(案)における語句の修正へのご意見ですが、資料4の10ページの12報告書の作成の条文において、ご意見どおり「実施状況」を「進捗状況」に修

正しております。

5ページに移りまして意見番号26は、13調査研究の条文(案)における語句の挿入へのご意見ですが、資料4の10ページ、13調査研究に「効果的な」という文言を挿入いたします。

意見番号27~29は、施策の策定等に当たっての配慮(1)において、その条文(案)へのご意見を修正についてのご意見ですが、本市のあらゆる施策の中で、主に第3次男女共同参画プランに記載している施策や、間接的に男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、計画の策定時には、男女共同参画を推進し、かつ推進を阻害する要因をなくす施策をとりまとめる必要があり、条例(案)要綱で規定して配慮することは男女共同参画をさらに推進するものと考えていますので、条文(案)、解説とも原文のままとしています。

意見番号30は、21苦情及び相談への対応(1)において条文(案)への語句の挿入についてのご意見ですが、ご意見を踏まえ、資料4の13ページ、21の条文中の「苦情の申し出」を「苦情又は意見の申し出」と修正して、これに伴い、見出しも「苦情等への対応」へ修正しています。

意見番号31は、同じく苦情及び相談への対応(1)において、対応する窓口の場所を具体的に記入するとのご意見ですが、これについては男女共同参画に関する施策を担当する各所管が窓口になるものと考えており、条文自体は原文のままとしますが、次の意見番号32に対する対応と併せ、資料4の13ページの解説に「その施策の担当所管に申し出があったときは市の関係所管、国、県の担当機関等と連携を図り」という文言を追加しています。

6ページに移りまして、意見番号32は、同じく苦情及び相談への対応に関して、その二つ目の項目に、関係機関に係る例示を挿入するようにとのご意見ですが、関係機関は、市の各関係所管、国・県の労働や女性施策の担当機関などが考えられますが、寄せられた相談の内容によって関係機関は異なり多岐にわたるものと考えられることから、条文自体は原文のままとしますが、先程の意見番号31と同じく解説を修正しています。

意見番号33は、苦情及び相談への対応について、市が必要があると認める場合以外にも、申し出者の希望により男女共同参画審議会の意見を聴くこととしてはどうか、といったご意見ですが、条文中の「市は、必要があると認めるときは」において、申出者の希望により意見を聴くことも含んでいると考えているため、原文のままとしています。

意見番号34と35は、苦情等に対応する窓口、苦情処理委員の設置を要望するご意見ですが、 苦情、相談に対応する窓口・委員を設置している市や県において、他の様々な相談窓口の充実に伴い、男女共同参画に特化した窓口の利用者が減っている状況にありますので、ご提案の窓口等の設置の必要性について、次期男女共同参画計画において検討したいと考えています。

次に資料2をご覧ください。

前回の議員協議会で議員の皆様から賜りましたご意見に対する市の検討結果です。

1ページをお開き願います。意見番号1は、前文において、「このまちに住んで良かったと誰もが 実感できる社会」を男女共同参画を強調する表現に変更してはというご意見ですが、この前文を通 じて、男女共同参画社会の実現に向けて強く推進していく思いを示していると考えておりますこと から、原文のままとしています。

意見番号2は、前文と男女共同参画の定義において、「均等」を「平等」に変更してはというご意見ですが、先程の市民からのご意見にもありましたように男女共同参画の定義は男女共同参画社会基本法に基づいており、また、「平等」と「均等」はほぼ同じ意味ですが、「均等」は等しく同じ量、質のものを享受するという意味を有していると考えているため、原文のままとしております。

意見番号3は、前文中の「婦人センター」について、現「男女共同参画センター」の前身の施設

であったことの説明が必要ではないかといったご意見について、資料4の1ページの下に、参考1として婦人センターの説明を加えています。

意見番号4は、性同一性障害の定義において、「害」を漢字ではなく平仮名とすべきとのご意見ですが、以前に整理いたしました「障害者」の「害」の字の表記に係る市としての取り扱いとして、 法令の名称や医学用語で漢字使用が適用される場合は漢字表記とするということに基づき、漢字表記としております。

意見番号 5 は、男女共同参画の「共同」と、市民等との「協働」の違いが分かるように、用語の意味を説明するべきではないかというご意見ですが、ご意見を踏まえ、資料 4 の 7 ページ 4 市の責務の解説に、市民等との「協働」について「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」を参考に説明を加えています。

意見番号6は、防災及び減災の分野における施策の推進における条文(案)に対する変更のご意見ですが、防災や減災の分野には、平時から災害を未然に防ぎ、最小限に留めるための取り組みが含まれていると考えられるため原文のままとしています。

意見番号 7 は、苦情及び相談への対応(1)における「苦情」という語句についてのご意見ですが、ご意見を踏まえて、資料 4 の(1)の条文の「苦情の申し出」を「苦情又は意見の申し出」に修正しています。

意見番号8は、苦情及び相談への対応について、市が必要があると認める場合以外にも、申し出者の希望により男女共同参画審議会の意見を聴くこととしてはどうか、といったご意見ですが、条文中の「市は、必要があると認めるときは」において、申出者の希望により意見を聴くことも含んでいると考えているため、原文のとおりとしています。

資料2の説明は以上となります。

また、資料4の7ページ 4市の責務の解説の下線部分につきましては、審議会委員の皆様に送付した答申後に、庁内からの意見により変更しています。

最後に、審議会において、現在まで条例の名称についてご審議いただいておりませんでしたが、 本条例の名称について、事務局としまして、川西市男女共同参画推進条例という「推進」の語句を 挿入して上程したいと考えております。合わせてご審議いただきますようよろしくお願いいたしま す。説明は以上です。

【会長】では、本日が今期の最後の審議会となります。ただいまの説明についてのご意見をいただき、また、2年間の審議会を通じてのご感想などもいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員】まず、「性同一性障害」という言葉に関して、市民のパブリックコメントでは2名、議員は1名、計3名の方から指摘を受けて、審議会の中でも多く議論となったことを考えますと、「性別違和」という新しい言葉を使うことが難しいということであれば、資料4ページの⑧解説について、ここで、市の検討結果として、なぜ性別違和を採用しなかったか、また、性同一性障害の「がい」の字をひらがなに変えなかったのかという意見をまとめて示すことで、何も検討せずに性同一性障害を使っているのではないという事を示すことができますし、やはり当事者の方が川西市でそのことを検討したということで救われるのではないかと思います。解説の中でそのような議論がされたことを入れる必要があるのではないかと思います。現状は、資料4の4ページについて参考3として示されていますが、性同一性障害についてはここで書くのではなく、解説の中で記載するべきだ

ったのではないかと思います。ジェンダーに関しては、条文の中に出ている言葉ではないので参考で良いのではと思いますが、性同一性障害については、解説で説明する必要があるのではないかと思います。

【事務局】先程の説明にもありますように、現時点では、公益社団法人日本精神神経学会では性同一性障害という診断名を使用しており、本条例はこの6月の議会で上程する予定ですので、性同一性障害を記載したいと考えております。

また、性同一性障害の表記について、川西市で平成19、20年頃に、障害者施策推進協議会に おいて障害者の「害」の漢字をひらがな表記にしていくという協議がされました。その中で、例外 的に法令や医学用語については漢字表記をするということで、市の考え方を整理しています。

【委員】その主旨は解るんですが、せめて解説の中で市の考えを示さない限り、議事録を読まないとこのような審議があったことが分からないので、解説の中でここまでは審議しているということを示すと当事者は救われると思います。審議会でこれだけの検討をしたことを入れても良いのではないかと思います。

【事務局】今、委員の方から意見をいただきましたが、前回の審議会で答申という形で最終案をいただきましたので、答申に影響を及ぼす変更はできませんが、条例ができた後の解説については委員のご意見を踏まえて対応ができると思いますのでよろしくお願いいたします。

【委員】この条例がようやく形になろうとしているのですが、その中でこの解説や参考の部分は、 非常に大きなウエイトを占めています。実際にこの条例が制定される時には、条例の本体のみとな ります。そして、この解説と参考が、ほぼ永久に表示される方法について、再度確認をしたいと思 います。

【事務局】条例を議会に上程させていただき、男女共同参画条例として成立しました後に、男女共同参画の市のホームページに記載し、それに合わせて本審議会のご意見も踏まえて条例解説書として新たに記載します。市民の方に条例の説明をする際や、広報に男女共同参画条例の特集を組む予定の際にも条例解説書を公表し、関係団体にPRする際も条例解説書を用いて説明をしていく予定です。

【委員】会長を含めて何度も話し合いの会議を最後までしていただいたことは、とてもありがたいと思っておりますし、参加されている方が意見を述べられ、いろんな意見を聴く機会を与えていただいて勉強になったと思います。また、条例になった後、言葉にはなっていない行間に含まれている部分や、この審議会で議論した部分を今後も大事にしてもらいたいと思います。時代の流れとともに、「男女共同参画」という「男女」という言葉にも違和感が出てくるような時代が来るかもしれないと思っています。先程の性別の部分に絡んできますが、男性・女性の身体的な性器と自分の心と体のバランスで見えてきたことが、議論をする中で、もっと違う体の状況や心の状況があることが表面的に議論の場に出てきたことが発展につながると思います。この過渡期の中で、川西は条例ができるので、条例が制定されたから終わりではなくて、先程条例名の「推進」という言葉も出てきましたが、今後も議論を重ねていきながら、その都度改善をはかりながら推進して行って欲しい

と思います。これから性別違和の問題だけでなく、「均等」と「平等」の捉え方についても、憲法では「平等」という言葉が先に出ていますし、今後議論を重ねていくことが大事だと思います。今後、条例が議会へ出され、条例になっていきますが、推進計画をきちんとチェックをしながら、更により良いものになっていくためにも、今後も議論を行っていくことを期待しています。能動的に「男女」と考えるより「一人の人間として川西市で幸せに暮らしていくための条例の一つ」という位置づけを大事にして欲しいです。最初に予定した会議の回数より伸ばしていただいたのは、会長や副会長、事務局が最後まで話し合いをして決めましょうという川西が大事にしている「協働と参画」を具体化してもらった点には敬意を表します。ありがとうございました。

【会長】ありがとうございました。では委員は、条例名は「男女共同参画推進条例」が良いという ことですね。他のご意見はありませんか。

【委員】先程委員の方からもお話がありましたが、解説と参考について簡単にアクセスできるようになればいいと思います。「性同一性障害」、「性別違和」の問題についても色々な個性を尊重しようといいながらも傷つけてしまうことがないように配慮するかしないかで、大きく違うと思います。そもそも参考3でこのような記載があることでパブリックコメントでも目を止めて、意見があったと思うんです。これがなければ意見は出なかったと思うので、市民の方が読めるようにしておいて欲しいと思います。

また、非常に難しい問題で数は少ないですが、パブリックコメントの中で関心を持って下さっていると思ったのが、市の責務を努力義務的な表現ではなく、義務的な表現で書くべきだという意見です。私は法律家ですので、憲法論のような話になってくることで、権利とは明確ではないと訴訟には馴染まないという問題や色々な部分との整合を図る必要があり、男女共同参画の問題を一人歩きしないように進めていくべきだと思います。これだけ時間をかけたことについて、関心を持っていただいた方がおり、大事に色々な機関の協力をもとに進めて欲しいと思いました。

【委員】最後になりましたが、良い条例ができましたので、先程から意見が出ておりますが、川西市には良い市広報があるので活用されると思いますが、市民に広く周知徹底できるような方法で解りやすく市民に周知徹底されるようにお願いしたいと思います。

それと、条例はできましたが、条例や法律はどのように運用されるのかが大切だと思いますので、 どのような形で運用されていくのか、この条例が効果的に行政に生かされるのか市民として今後は 見守っていきたいと思います。

【委員】一市民として、市の考え方や、専門の先生方の考え方をお伺いして、私自身が啓発され、 勉強させていただきありがとうございました。

ただ、男女共同参画という言葉そのものが平等ではない気がして、市民共同参画条例という方が本来の平等のように思いました。男女という日本語の順番も定着しており、今までの小さなところにも長年の男尊女卑の積み重ねがあるのだなと思いました。

また、一市民としてカタカナは避けて、できるだけ日本語で書いて欲しいと思いました。

【委員】2年間、活発な意見がたくさん出て、良い意味で慎重に議論を重ねてここまでたどりつくことができました。また、色々な方々のご意見を聴くことができて、私自身とても有益な時間とな

りました。

皆さんがおっしゃったことと同意見ですが、男女共同参画という言葉がなくなる社会が近い将来来るのかなと思います。今、現在の最善のものとして条例をつくったと思います。また、国から地方へと地方創生の時代で、国が地方へ権限移譲し税金も削減されていく中で、川西市がどれだけ自立できているかがとても大事なので、一人ひとりが自立を考える為にも必要な条例だと思います。

性同一性障害についても、我々の議論が見える形で、今は最善だけれど、これから変わっていく というニュアンス、これが終わりではなくスタートだという部分は残してほしいと思います。

国が作った条例に影響されない時代がくると思いますので、川西市が委員の皆さんとこのような 形でつくりあげられて良かったと思います。ありがとうございました。

### 【会長】ありがとうございました。

兵庫県で条例を作っている市は現在7市なので、川西市は8番目ですね。川西市が一番熱心に議論を深めて制定にまで至ったと私は考えています。委員の方も言われたように、男女だけに二分化してしまうことが古くなっている時代だと感じます。身体は男性だが心は女性、あるいは身体が女性で心が男性という性の多様化が現実に沸騰している世の中です。そういう意味では男女共同参画という言葉は少し古くなっています。国はまだ女性の社会参画という意味で男女共同参画を使用していますが、思考のレベルでは川西市は前を歩いているなと思いました。一人ひとりが尊厳ある人として生きることを前進させるための条例だと考え、活かしていきたいと思います。そのためには、条例を市民の皆さんにわかっていただく、実践していただくように促す、その推進の取り組みを上手に行っていくことが課題として残ったと思います。その課題は非常に大きくて、他の市ではおそらくここまで考えを深めていないと思いますから、川西市が先頭に立っていくような仕組みを考えていかれるかと思います。男、女ではなく一人ひとりが尊厳あることを自覚して、お互いの尊厳を尊重し合えるような自立した人となり、納得いく人生を掴むことができる人間に育っていって欲しいと思います。そういうことが子どもたちの教育についても、活かされていきたいと思います。理想を持って、それを支えるような大きな仕事をしたというように考えます。皆さんも色々な場で努力をして活躍していただきたいと思います。

#### 【委員】最後にもう一点だけいいですか。

前文を時間を空けて改めて読んでみると、一箇所どうなのかと気になる部分が出てきたので皆さんに検討していただきたいのですが、資料4の前文の3段落目1行目に「男女の区別なく」とあり、その3行下に「性別にかかわりなく」という似た意味の言葉が出てきますが、パッと見たときに同じことを書いているけども、意味が違うのかなと読んだ時に考えてしまいます。なので「男女の区別なく」を削除すればいいのかなと思います。

【会長】「男女の区別なく」は男女を前提としています。「性別にかかわりなく」は男女を度外視しているので、「性別を問わず」と言ってもいいかと思います。

【委員】「男女の区別なく」とあって、最後に「性別にかかわりなく」と2段に分けていることによって、従来の男女共同参画条例からこの男女共同参画条例が一歩進んだところまできていることが 行間にあるように読めるのではないかと思います。 【委員】さっと読むと「男女の区別なく」と「性別にかかわりなく」は同じことを言っているなと わざわざ変えている意味はあるのかなと考えてくれればいいのですが。

【会長】これは私が出した言葉だと思います。

【委員】私も先程委員がおっしゃったことで、ここは一応まとまったと思います。

【会長】やっぱり「男女の区別なく」というのは、ここの審議会では当然だという認識だったと思います。

【委員】ということは、「男女の区別なく」はなくてもいいのではないのでしょうか。

【会長】そう思います。

【委員】難しいのは、男女共同参画と言っているので、男と女の関係についてこの条例はあるのだろうと。そこでいきなり「男女の区別なく」と否定してしまうよりは、なくしてしまった方がいいのではと思います。

【委員】あえて残していることにより、古いところもあり、先へ進んでいるということが見えていいかなと思ったのですが。

【委員】男女共同参画社会を実現することが重要ですというところの説明的な部分で「男女の区別なく」と書いていると思います。だから、先程の委員の考えもわかりますし、削除した方がいいという考えもわかります。私の理解では、性別違和という考え方自体、男と女がなければないですよね。性別違和という表現に落ち着いても、男と女が大前提であるという問題があります。

【会長】「男女の区別なく」は性的マイノリティを社会的に作り出すような男女の区別ですよね。

【委員】これから条例として広めていく段階で、従来の男女の差をなくすところから審議がスタートしました。我々は議論を深めたので、理解も深まったと思います。

【会長】それなら「男女の区別を越えて」ですね。超越してですね。同じ意味にはなりますが。

【委員】私も最後に2段落あるので、今、私たちはこれを最善の策だと思っているけど、これはまだまだ発展していきますよというところで、「性別にかかわりなく多様な価値観や生き方を認め合い」という文言が好きです。性別とか価値観、生き方などはみんなそれぞれでいいということを認め合っていく川西市にしていこうというのが最終目的だと。でもその前には、まだ国が指し示すようにまだまだ女性の立場は男性に比べて低いものであったり、小さいものであったりしているので、しっかりと是正していかないといけないということで具体的な項目がいくつかあったと思いました。男女比率の問題であるとか。男女共同参画というのは、男と女の性別のことではなく、もっと広い意味を持ってこの条例は作りましたというのが、前文に出ているかなと思います。「男女の区別なく」

は削除してもいいのかなと思います。ですが、私は「男女の区別なく」と「性別にかかわりなく」 という文言があることについての違和感はなかったです。

【会長】「男女の区別を越えて」でいいのではないですか。

【委員】そちらの方が引っかからずに意味もよく伝わって分かると思います。

【委員】3ページ目の男女共同参画の解説で「男女が性別にかかわりなく」とあり、これは確かに正式な定義ですし、男女の差別を無力化することで今抱えている苦しみが楽になるということも分かりますが、「性別にかかわりなく」ではなく、男女を同じ人間として言いきってしまえないでしょうか。

【会長】「男女を問わず」にしたらどうですか。これからの社会を展望する中で男女共同参画という 言葉を使って作らないといけない条例なので。だけど、社会は激震しながら変動を起こしています から大変ですが、男女を問わなければ性的マイノリティの人も入りますから。

それでは議題2の平成27年度のスケジュールについて事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】今後のスケジュールについてですが、6月の議会に条例案を上程したいと考えています。 条例の制定と合わせまして、第3次男女共同参画プランが平成25年度から始まり平成27年度で 3年目を迎え、折り返しの年となります。より一層男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、 条例とプランの2本柱で進めていきたいと考えています。また、平成27年度におきましては、(仮 称)女性カレッジについての検討を進めていき、平成28年度に開設をしていく準備段階として検 討をしていく1年間になるかと思います。スケジュールとしては以上です。

【会長】ありがとうございます。ご質問などはありませんか。

【委員】最初にありましたが、この条例をできるだけ多くの市民に届けるということで、文言の整理をする時なども中学生ぐらいが読めるようなものにして欲しいというのがあったかと思います。教育や保育の場でこういう価値観をしっかりと認識してもらうには、市民はもちろん行政が関わる教育や保育の場、行政が関わらない民間の保育所や幼稚園などにも、このような思いを伝えていただくことを大事にして欲しいと思います。男の子、女の子を産むことを自分の使命に思っている方もおられますし、兄弟の中で自分が男だからとか女だからと育てられることは、プラスの面もマイナスの面もあります。命として育まれていいんだよ、ということを子ども自身が受け止めることが大事だと思います。例えば、男性性器がついていても心がそうではない子どもたちも小さい頃からいますし、両性器ある子どももおられますから、そういったことで自分は違うんだということをきちんと認めて、周りも認めるということが必要だと思います。親が悩むことが多いので、悩まなくてもいいんだよという社会を作っていこうとする幼稚園や保育所であって欲しいと思いますし、その子にもそうあって欲しいし、それを見守って支えていく地域であって欲しいと思いますし、その子にもそうあって欲しいし、それを見守って支えていく地域であって欲しいとというようなきっかけを作る条例にしていきたいと思いますので、文言の冊子だけではなく、子どもたちが見てわかるようなリーフレットなどを考えていってもらって、身近なもので配布していただきたいと思います。身体はなかなか変えることができないので、当分の間かなり悩むんですよね。そして大人になって

また違った形の生き方をすることができますが、その過渡期を乗り越えるまでに自分が肯定される 感覚を身に付けるためにも良い発信をしていただきたいと思います。

【会長】来年度はそういう問題も含めて着実に市民に浸透させていただきたいと思います。 それでは事務局へ進行をお返しします。

【事務局】会長ありがとうございました。本日を持ちまして今期の審議会のすべての会議が終了するということになります。 2年間にわたりまして審議会の委員としてご参加いただき、第3次男女共同参画プランの推進や条例の制定につきまして、非常に熱心にご議論いただきました。本当にありがとうございます。最後に中塚こども家庭部長よりご挨拶させていただきたいと思います。

(部長あいさつ)

【事務局】それでは以上をもちまして平成26年度第6回川西市男女共同参画審議会を閉会させていただきます。本日は本当にありがとうございました。